

平成21年11月30日

平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）

※ 平成21年10月2日公表時点より、早期健全化基準、経営健全化基準以上となった地方公共団体又は会計数に異動はありません。

I. 健全化判断比率の状況

- 平成20年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体は、22団体（※19年度決算：43団体）
- うち財政再生基準以上の団体は1団体（※19年度決算：3団体）

1. 実質赤字比率

- ・ 2団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上）
(※19年度決算：2団体（うち1団体が財政再生基準以上）)
- ・ 実質赤字額があるのは、市区町村で19団体
(※19年度決算：都道府県で1団体、市区町村で23団体)

* 実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

2. 連結実質赤字比率

- ・ 2団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準*以上）
(※19年度決算：11団体（うち2団体が財政再生基準以上）)
- ・ 連結実質赤字額があるのは、市区町村で39団体
(※19年度決算：市区町村で71団体)

* 財政再生基準：平成21年度に適用される40%

* 連結実質赤字比率：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

3. 実質公債費比率

- ・ 20団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上）
(※19年度決算：33団体（うち2団体が財政再生基準以上）)
- ・ 20団体はすべて市区町村
- ・ 都道府県の平均値は12.8%、市区町村は11.8%

* 実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

4. 将来負担比率

- ・ 3団体が早期健全化基準以上（※19年度決算：5団体）
- ・ 3団体はすべて市区町村
- ・ 都道府県の平均値は219.3%、市区町村は100.9%

* 将来負担比率：地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

* 将来負担比率には、財政再生基準の設定なし。

II. 資金不足比率の状況

- ・ 61公営企業会計が経営健全化基準以上（※19年度決算：156会計）
- ・ 資金の不足額がある公営企業会計は202会計（※19年度決算：256会計）

* 資金不足比率：公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

（参考）平成21年度における健全化判断比率等に係る早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	都道府県：3.75% 市区町村：財政規模に応じ 11.25%～15%	都道府県：5% 市区町村：20%
連結実質赤字比率	都道府県：8.75% 市区町村：財政規模に応じ 16.25%～20%	都道府県：25% ※ 市区町村：40% ※
実質公債費比率	都道府県・市区町村：25%	都道府県・市区町村：35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市区町村：350%	—
資金不足比率	（経営健全化基準） 20%	—

※ 3年間（平成21年度～平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）を設けており、経過措置期間終了後の財政再生基準は都道府県：15%、市町村：30%となる。

- ※1 本資料は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の各地方公共団体における算定結果を同法第3条第5項（第22条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総務省でとりまとめて公表するものです。
- ※2 健全化判断比率及び資金不足比率に関する解説については、P.3以降をご覧ください。
- ※3 団体別健全化判断比率及び資金不足比率等については資料1及び資料2をご覧ください。

（連絡先）

（健全化判断比率について）

自治財政局財務調査課 神谷課長補佐、藤村係長
電話：（代表）03-5253-5111 （直通）03-5253-5647
FAX：03-5253-5650

（資金不足比率について）

自治財政局地域企業経営企画室 川崎理官、小野主査
電話：（代表）03-5253-5111 （直通）03-5253-5643
FAX：03-5253-5644